特定非営利活動法人　　日本成人矯正歯科学会倫理審査・懲戒

規則

第１章　総則

（目的）

第１条　本規則は、特定非営利活動法人日本成人矯正歯科学会（以下「本学会」という）定款第3条で規定する本学会の目的を達成するために、会員の倫理遵守における理事会、倫理・裁定委員会の役割、同委員会の構成及び運営、会員の倫理違反に対する措置、処分など会員の倫理遵守に関し必要な事項を定める。

第２章　倫理・裁定委員会

（構成）

第２条　倫理・裁定委員会（以下「委員会」という）は、次に定める委員をもって構成する。

一　正会員　６ないし９名

二　顧問弁護士　１ないし２名

三　正会員外　1ないし２名

（委員会の権限）

第３条　委員会は、次の権限を有する。

一　理事会の求めにより会員の倫理違反事案の調査を行う。

二　理事会の求めにより会員の倫理違反事案を審議し、意見を述べる。

三　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案の調査を行う。

四　過半数の委員から委員会開催の請求があった場合、会員の倫理違反事案を審議し意見を述べる。

（委員長）

第４条　委員会には委員長、副委員長を各１名置く。

２．委員の互選により委員長、副委員長を選出し、理事長が委嘱する。

（委　員）

第５条　委員は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

（任　期）

第６条　委員の任期はその委嘱した理事長の在任期間とし、再任を妨げない。

（委員会の運営）

第７条　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

２．必要あると認めたときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

３．委員長は、委員会が理事会から意見を求められたときは、速やかに委員会を招集しなければならない。
4．委員長は、過半数の委員から委員会開催の請求があった場合には、委員会を招集しなければならない。
５．委員は、自己の事案又は自己と利害関係がある事案の場合、その調査、審議、議決に加わることはできない。
６．委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数によって決する。
７．議案に対する賛否が同数の場合は、委員長がこれを決する。
８．委員は代理人によって委員会の調査、審議、議決に加わることはできない。
９．委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
10．委員会は、定款及び本規則に基づき、委員会の円滑な運営のために内規、申し合わせ事項などを理事会の承認を得て定めることができる。

（秘密の保持）

第８条　理事、倫理・裁定委員会委員及び本学会の事務担当者は、倫理審査によって知り得たいかなる情報も、これを漏洩してはならない。但し、公知の情報はこの限りでない。

第3章　倫理の確保、措置及び処分

（理事会の責務）

第９条　理事会は会員倫理の保持に努めなければならない。

2．理事会は、会員に倫理違反の疑いがある場合、会員による審査の請求に基づき、又は理事会の職権で、倫理・裁定委員会による調査、審議に付すなどして事実を確認し、必要な場合には本規則第１０条に定める措置又は処分を行わなければならない。

（措置及び処分）

第１０条　理事会は、第11条に定める手続きに従って、会員の倫理違反を認定した場合、当該会員に対して次の措置、又は次の処分を行うことができる。

１　措置

（１）　理事長名による、文書又は口頭での注意

（２）　理事長名による、文書及び口頭での厳重注意

（３）　本学会における役職の一定期間の停止又は解任

（４）　会員資格の一時停止

２　処分

（１）　退会の勧告

（２）　本学会定款第9条に基づく除名の請求

２．理事会は措置及び処分を公表することができる。

３．倫理・裁定委員会に付された会員は、理事会により本条１項の措置もしくは処分の内容が確定し又は措置及び処分を行わないことが理事会において決定されるまで、退会することができない。

第４章　倫理審査に関する手続き

（理事会）

第１１条　理事会は、第10条１項に定める措置又は処分を行う場合、事実の調査、事案の審議を公正に行うとともに、当該会員の弁明を聴取するほか反証の機会を与えなければならない。

２．理事会は、第１０条１項に定める措置又は処分を行う場合、倫理・裁定委員会に調査を求め、倫理・裁定委員会の意見を聞かなければならない。但し、倫理違反が明白で本学会の社会的な信頼を保持する上で緊急を要すると理事会が認めた場合には、理事会の判断のみで措置、処分を行うことができる。この場合は後に、倫理・裁定委員会に諮らなければならない。

３．理事会は会員に対する措置又は処分を行った場合には、その内容を速やかに文書で当該会員に通知しなければならない。

4．理事会は、会員を措置、処分した場合には総会に報告しなければならない。

５．理事会は、当該倫理違反の再発防止のために対策を講じなければならない。

（倫理・裁定委員会）

第１２条　倫理・裁定委員会は、理事会から第１１条２項に係る調査と意見を求められたときには、速やかに調査、審議の上、理由を明示して意見を述べなければならない。

２．倫理・裁定委員会は、当該事案に関して、自ら関係者の陳述を聴取するなど、事実の調査を行い、中立、公正に判断しなければならない。

３．倫理・裁定委員会は調査に当り、必要に応じて理事会、各種委員会、会員などに協力を求めることができる。

４．倫理・裁定委員会は、倫理審査に付された会員に対して、倫理審査に付されたこと、審査事案の概要及び当該通知受領後３０日以内に文書により弁明する権利を有することを文書で通知しなければならない。

（審査の請求）

第１３条　会員は、他の会員の倫理違反について理事会に倫理審査を請求することができる。理事会は、会員から倫理審査を請求された場合には、遅滞なく、倫理審査を行うか否か決定しなければならない。

２．前項の請求は、倫理違反を記載した文書をもってしなければならない。

３．会員は、同一会員に対し、同一の倫理違反で重ねて倫理審査の請求を行うことはできない。

（不服の申立て）

第１４条　措置又は処分を受けた会員及び会員であった者は、理事会に対して不服の申立てをすることができる。

２．不服の申立ては、不服の理由を記載した文書をもってしなければならない。

３．不服の申立ては、措置又は処分の通知が発送された日から7日以内に発送（発信）しなければならない。

４．理事会は、不服の申立てを受けたときには速やかに審査を行い、文書で回答しなければならない。

５．理事会は処分に対する不服の申立てを受けたときは、倫理・裁定委員会に必ず意見を求め、措置に対する不服の申立てを受けたときは、倫理・裁定委員会の意見を求めることができる。

６．倫理・裁定委員会は、理事会から不服の申立てに関する意見を求められたときは、速やかに審査して意見を述べなければならない。

７．当該会員は同一事案について重ねて不服を申し立てることはできない。

８．理事会は、不服の申立てに対する審査により措置又は処分を変更した場合、その変更を総会に報告しなければならない。又第１０条２項の規定によって措置又は処分が公表されている場合には、同一の方法で変更を公表しなければならない。

第5章　雑　則

第15条　本規則が定めていない事項が生じた場合は、理事会にて審議して定める。第16条　本規則は、理事会の決定をもって改正することができる。

附則

１．　本規則は令和４年1月1日に制定し、同日から施行する。